

金沢地裁

訴因追加で有罪判決 北陸道死亡事故 「35キロに減速必要」

金沢市の北陸道で2009年2月、トラックで男性をはねて死亡させたとして、自動車運転過失致死罪に問われた大阪府東大阪市の会社員佐原政樹被告（26）の判決が2日、金沢地裁であった。神坂尚裁判長は「障害物を確認した際、回避できる程度に速度を調節する義務を怠った」と述べ、禁錮6月、執行猶予2年（求刑：禁錮2年）の有罪判決を言い渡した。

弁護側 「異常で特異な先例」

故の表示がされていなかつた」として、いずれも検察側の主張を退けた。

そのうえで、神坂裁判長は、雪などで視界が相当悪い状況にもかかわらず、被告が規制を上回る速度で走行し、男性が死亡した結果が重大として、「障害物を発見した際、ブレーキなどで回避できる程度に速度を調節する義務がある」との訴因を追加していた。

一方、弁護側は「50キロで走っていても事故は回避できず、事故の電光表示もされていなかつた」として無罪を主張していた。

判決は、路面凍結などから、「50キロで走っていても事故を回避することは不可能であった」と前方注視義務違反を認めず、電光表示についても、被告の直後に通った男性の証言から「事

判決によると、佐原被告は09年2月17日未明、金沢市の北陸道下り線でトラックを時速約82～89キロで運転中、速度を調節する注意義務を怠り、路上に事故で停車していたワゴン車から出てきた男性（当時39歳）をはねて死亡させた。

公判で、検察側は「被告が時速50キロの臨時速度規制を守らず、前方を注視する義務を怠った」と主張。当初の判決予定日だった昨年3月末には裁判官の勧告を受け、事故現場の手前で高速

道路管理会社が、電光表示で事故を知らせていていたとして「減速する義務があつた」との訴因を追加していた。

一方、弁護側は「50キロで走っていても事故は回避できず、事故の電光表示もされていなかつた」として無

罪を主張していた。

判決は、路面凍結などから、「50キロで走っていても事故を回避することは不可能であった」と前方注視義務違反を認めず、電光表示についても、被告の直後に通った男性の証言から「事

を認定した。

弁護側は、初公判前に約

1年間かけて行われた公判前整理手続きで、検察側が「過失の構成について（速度調節義務違反などの）訴

意に大きな影響があり、1審で確定させるべきではない」と思ふ」と話した。

交通裁判に詳しい高山俊吉弁護士は「常に障害物を

見て、遅めに止める」と指摘。「新たな防御活動をして、見えない不利益が発生した」などと訴訟指揮を批判していた。

神坂裁判長は判決で、「被

告は2年半以上、不安定な地位に置かれており、その原因の中には審理経過にかかる事情が存在することを否定できない」と述べた。

公判を巡っては、当初の判決期日だった昨年3月29日、当時の裁判官が判決を言い渡さず、検察側に速度調節義務違反を予備的訴因に加えるよう勧告し、審理を再開していた。

木谷明・法政大法科大学院教授（刑事法）は「裁判所が、検察に対し、公判前手続きで検察が追加しないと明言していた速度調節義務違反の訴因の追加を勧告した点は、職権行使の限界を超えていた」と話している。